

平成29年度第2回吹田市男女共同参画審議会 議事録

開催日 平成29年7月25日(火)

開催時間 (開会)午後2時00分 (閉会)午後4時00分

場所 吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室

- 内容
- 1 委嘱状の交付
 - 2 人権政策長挨拶
 - 3 委員紹介、事務局紹介
 - 4 議事
 - (1) 会長、副会長の選任
 - (2) 諮問

出席委員 石蔵 文信 北嶋 紀子 寺本 尚美
鶴田 岑生 平野 和子 櫻井 和子
西岡 昌佐子 谷口 裕哉 小谷 訓子
出口 都彦

欠席委員 小牧 規子 玉井 眞理子 坪井 素子

出席市職員

人権政策長 横山 尚明
市民部男女共同参画室長 杉 公子
市民部男女共同参画室参事 千葉 淳
市民部男女共同参画センター所長 畑澤 由佳
市民部男女共同参画センター所長代理 潮見 智昭
市民部男女共同参画室主幹 飯尾 由美子

傍聴者 なし

平成29年度第2回吹田市男女共同参画審議会

平成29年7月25日（火）

午後2時00分～午後4時00分

吹田市役所中層棟4階第3委員会室

- 1 委嘱状の交付
- 2 人権政策長挨拶
- 3 委員紹介及び市職員紹介
- 4 議事
 - (1) 会長及び副会長の選任
会長にA委員、副会長にB委員が選任された。
 - (2) 諮問
男女共同参画計画の策定について、市長から審議会へ諮問された。
(人権政策長から会長に諮問書を手渡す。)

【議事内容】

○会長

諮問内容について、事務局から説明をお願いします。

○千葉男女共同参画室参事

吹田市男女共同参画条例第9条第1項に基づき、平成30年度からの第4次すいた男女共同参画プランを策定する必要がありますのでお集まりいただきました。

条例の第9条第1項では、市長はこの計画を定めなければならないことになっており、定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、吹田市男女共同参画審議会の御意見を賜りたく諮問させていただきました。

○会長

何か御質問はございますか。

(質問なし)

○会長

それでは、第4次プランについて事務局から説明をお願いいたします。

○千葉男女共同参画室参事

資料の資料1をご覧ください。

第4次すいた男女共同参画プラン施策体系図（案）ですが、計画の骨格になる部分を、昨年度の審議会、部会等で後議論いただいたものを積み上げています。具体的に形になったものを、この6月30日の審議会でお示しさせていただきました。御議論していただいた内容に基づきまして、朱書きで修正しておりますので、その部分について説明させていただきたいと思います。

基本方向Ⅰ」は、前回の案で概ね御了承いただけたということでした。

次に、基本方向Ⅱ、基本課題2、具体的取り組み（2）に記載していた「ダイバーシティマネジメント」という言葉がどれだけ浸透しているのかという御意見をいただきましたので、「多様な人材を活かす職場づくりの促進」と修正させていただきました。「ダイバーシティ」は、国籍や性別などの違いにかかわらず、それぞれ人のいいところを生かしていく組織づく

り職場づくりということで、多様な人材ということを含めたのですが、就労の場におけるということから職場づくりでまとめています。

基本課題4、具体的取り組み(3)「シングルファザーに対する支援」については、部会等の議論のなかで、母子家庭は以前から問題となっているが、父子家庭も父子家庭特有の問題があるということで項目立てをしました。ただ、(2)に「ひとり親家庭のネットワーク化も含めたひとり親家庭への支援」がありまして、ひとり親家庭というのは父子家庭、母子家庭を問わないということで、言葉の意味としては(2)に入るのではないかと御指摘をいただきましたので、(3)については削除しました。

次に、基本方向Ⅲ、基本課題1、具体的取り組み(1)「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に関する意識啓発の推進のなかで、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉ですが、性と生殖に関する健康と権利で表現されているのではないかと御指摘をいただきましたので削除しています。

次の(2)「セックスとジェンダー両面からの性と生殖に関する教育と情報提供」で、いわゆる性教育という部分。生理的な性差と社会的な性別を表現するということですが、セックスとジェンダーというと、いわゆる社会的な性差という表現なのですが、一般的にはセックスという言葉が誤解を招くのではないかと御指摘をいただきましたので削除しています。

次の(3)「性自認・性指向など多様な性に関する理解と支援の促進」、いわゆるLGBTと言われる様々な性に関して、自分がどう思うかどう指向するか、理解の促進というところが重要になってくるのですが、「性自認・性指向」と難しい言葉になっておりますので、「多様な性に関する理解と支援の促進」とさせていただきます。いわゆる性的少数派の人に対しての支援を、どこかで考えていかなければという御意見があったので、理解だけでなく理解と支援を促進していくという表現としています。

次に、基本方向Ⅳでは、いわゆるDVをはじめとした暴力の防止のためにということを書いておりますが、基本課題6のDV加害者に対する更生支援というものは、少なくとも吹田市では取り組んでおらず、DV被害者を守ることを最優先にしています。加害者にも色々な理由があるので、それをケアしていかなければならないのではということ項目立てしています。「DV加害者への対策の促進」と書いてしまうと、これ以上の加害を防ぐにはどうしたらいいのか。配偶者の追跡を防ぐためにはどうしたらいいのかということになってしまいますので、「更生支援の推進」に修正しております。

次に、基本方向Ⅴで二か所朱書きがありますが、基本課題3、具体的取り組み(3)は、前回「防災分野における女性の参画の拡大」となっていたのを、第3次プランでは「防犯の分野における女性の参画の拡大」もありまして、防犯の分野における性暴力性犯罪は、被害者は圧倒的に女性が多いということで、犯罪を防ぐために女性の意見参画が必要なのではないかと御指摘をいただきましたので、「防災・防犯分野における女性の参画の拡大」と修正しました。

二つ目の基本課題1、具体的取り組み(4)についてきましては、「女性の登用の促進」のところを、単に女性を雇用するのではなく、スキルアップ、管理職への促進ということを進めていきたいということで、前回、議論には上がっていませんでしたが、事務局の方で「市内事業所における女性の人材育成と管理職への登用の促進」と修正させていただきました。

以上が前回と変更した箇所の説明となります。

○会長

先ほどお受けした諮問ですが、平成30年度に第4次のプランを策定するに当たり、タイムスケジュールがどうなっているのかを教えてください。

○千葉男女共同参画室参事

資料2の下半分は庁内のスケジュールとなっておりますので、上半分を御覧ください。

6月30日と本日7月25日の審議会で計画の枠組みを検討します。最終的に計画は、来年3月に、市長を本部長とした吹田市男女共同参画推進本部の本部会で最終決定します。その前に、プランの案や関連資料をホームページ等で公表して、市民の意見を募集するパブリックコメントの手続きを1月位までにはしなければならぬので、12月には審議会から市長に答申していただきます。そのため審議会は毎月開催していく必要があります。

現在大きな枠組みは決まりつつありますが、5つの基本方向ごとに現状と課題という文章を考えていかなければなりませんし、冒頭で総論的な部分である第3次計画の検証と課題、第4次計画に向けてということを文章にしていかなければなりません。この部分については、事務局で提案させていただきますので、審議会で御意見をいただきながら決めていくこととなります。おおよそ6つの文章の集まりを、この施策体系図案の骨組みにぶらさげることとなります。

○会長

それでは、5つの基本方向を順次進めてください。

○会長

6個あった基本方向を5つにした。4次の施策体系図案と3次の施策の体系図と見比べていただければならない。これを確認していただいて、基本方針を決めていかなければならない。それが決まれば2つずつ進めてまいりたいと思います。

御質問等はありませんか。C委員は欠席されていましたが、意見が変わっているところとかは如何ですか。

○C委員

内容については、事務局と出席されていた委員の方に御説明していただけたらと思います。ただ、第1部会は基本方向のIとVが担当で、特にVの方は、非常に内容が多岐にわたっておりまして、それぞれの部会で委員の方には色々御意見をいただいたのですが、十分に内容を検討する時間が取れなかったところがありまして、主に事務局でまとめていただいたのですが、検討が十分にできなかった部分を一点、部会の中で出た意見を踏まえて、先ほど事務局にお返ししたのですが、基本方向Vの基本課題5「困難を抱える人の暮らしを支える環境の整備」を、今回のプランから入れたのがなぜかという、そもそもの見直しが女性活躍推進法の反映と、国の第4次男女共同参画基本計画に合わせて項目を入れることになっていましたので、国の第4次計画の第8分野「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」を反映させるために基本課題の5に入れたのが、これを男女共同参画の視点からどう入れていこうかということが第1部会のなかで決まらなかったのです。その際、第1部会で出た意見としては、ただ単にひとり親家庭の支援ということではなくて母子家庭、父子家庭それぞれが抱える困難さが違う。特に、父子家庭についての取り組みが遅れている。同じひとり親家庭といってもそれぞれに抱える困難が違うので、それぞれに着目した支援がいるのではないかと御意見がありました。女性の貧困、若年女性や高齢女性の貧困、女性だけでなく男性も非正規雇用の拡大によってもそうで、貧困は女性だけではないのですが、まだまだ若年女性、高齢女性の貧困があるのではないかと第1部会で意見がありまして、少しその点を反映させた形で、基本課題5の具体的な取り組みの3つを2つにしたのですが、第1部会の委員にはお伝えしないままでしたので、意見の足りないところが何かあればお願いします。

○会長

基本方向V、基本課題5について、事務局案では具体的取り組みが3つあるのですが、そこを本日お配りした資料のほうに変えた方がいいのではという意見でしたが、替えるか替えないかを含めて何か御意見があれば。

○副会長

基本的には異論はないのですが、少し考察が必要なのは(1)で女性というふうに言いきっていいのか。(2)で母子家庭・父子家庭となると、おばあちゃん・おじいちゃんと子供という家庭は外れてしまうので、表現として表記としてこれでいいのかどうかということを審議会で検討していいのではと思いました。(1)に関しては、あえて女性と言ってしまうのは、やはり女性の方が問題を抱えやすいというのであればこのままでもいいですが。

○会長

障がい、高齢で困っている男性が見たときに、これではという意見がありますね。まず、(1)は「人」にするか「女性等」にするかですね。

○副会長

基本課題に男女共同参画という視点に立ったと打ち出しているから、一般論として男女共同参画という観点でなくても、障がいの方に対する施策だとか支援をしていかなければならないのですが。

○D委員

そういう意味でいうと、5の表題を変えた方が、視点という意味ではいいのでは。女性と規定をどうかということと、以前言ったように、母子・父子ではなく、違った子育て世代もあるので、祖父と子供の組み合わせなど、様々な困難を抱えている家庭は多様なので、母子家庭・父子家庭に限定するのも読みにくくなる気はする。以前、ひとり親家庭とした方が、すべてを包括するのではという意見からひとり親になったと記憶しています。

○E委員

あえてここで女性に限定すると、男性や老人はどうなるのかと。これは言葉のあやで、こういうところは、誰が見てもある程度納得できる文章をつくらなければならない。違うところで、女性と表現するところがあるのではないかという気がするのですが。

○C委員

みなさんの御意見がそれでいいということであれば。そもそもどちらかというと男女共同参画のための計画ということなので、貧困高齢者やひとり親家庭の子育て支援については、別の部署が出すものなので。あえてそういうところで取り上げられないものにはっきりと名言化することに男女共同参画計画の意味があると思いますので、はっきり言う方がよりいいのではと個人的に思います。

国の計画の方が吹田市のプランよりはっきりとそのあたりのことを言っていて、第4次の男女共同参画基本計画ですが、女性への貧困支援と困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備が12の基本分野の一つとして出されているものですので、それぞれ役割がありまして、吹田市に男女共同参画プランしかないのであれば色々入れなければならないですが、それぞれははっきりとする方が本来の役割としてはいいのではないかと。

皆さんの意見が人としてという方がいいということであれば。第一部会の中では女性の抱える困難とか逆に父子家庭であることで困難を抱えるという意見も出ましたので、それを踏まえた形で案を作らせていただきました。

○会長

大項目は必ずみられる項目で、強調するとどこかが抜ける。大項目よりもこれから見る細目に入れていくのがいいのかなど。大項目に入れると強調されるけれども、抜けた人はどうなっているのかと批判が出るかもしれない。人の方が受け入れられるかなと思います。

寺本先生の言うとおりに、今後の審議会で細かいところを決めていくときに意識すればいいのかなと思うのですけれども。項目として女性等でいくのか人でいくのか。

○副会長

C委員のおっしゃるように国の第4次男女共同参画基本計画では女性と書いています。

○会長

男性研究者からすると今度の国の計画は女性が多くて、その前は男性を配慮したものを言っていたのに、なぜこんなに女性を強調するのかと研究者のなかでは不満が出ましたが、吹田市の審議会なので、みなさんが女性を強調するというのであれば女性にします。

それでは挙手で決めさせていただきます。

「人」が多数でしたので、「貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人への支援」ということで進めてまいります。

2つ目ですが、以前、横文字を使うのはやめておこうということだったので、ひとり親にするという意見だったと思います。

○副会長

対案として、「母子家庭・父子家庭・その他のひとり親家庭それぞれが抱える困難に着目した支援」はいかがでしょうか。それか項目はひとり親にして、文章で母子家庭・父子家庭・その他のひとり親家庭と細目に分けるという書き方もある。

○D委員

この前言ったのは、離婚して男が子どもを引き取るということは、男が育てるのではなく男の親世代が担わされてしまうということで、普通の母子ではない。経済的なことなど様々な困難がある。母子家庭・父子家庭だとそこにスポットがあたらなくなると思っていた。長くなってもいいのであれば、そこまで入れていただけたら。

○副会長

書き分けることでそれぞれを個別の物として認識するという効果はある。

○会長

この項目を長くしてスポットをあてるか、中できめ細やかに書くかの違いでの違いで。色々な家庭があるので、どうでしょう。2つだけにしておく方がいいのでしょうか。

○C委員

そういうことではないのです。この部分が、男女共同参画の視点が十分入らないままの項目立てになってしまっていたので、それを部会の中の議論を集約する形で意見を出したのです。その他のひとり親家庭を入れていただいても大丈夫かと思います。少し長くなってしまいますが。

○D委員

必ずしもおじいちゃんおばあちゃんということに限らず、おじいちゃんと子供。おばあちゃんと子供とかやっぱりシングル家庭がある。

○会長

ひとり親もなかなか難しい家庭ですよ。

○C委員

その他のひとり親家庭はどのようなひとり親家庭かと、読まれたときに疑問に思われるかもしれない。

○会長

それとも、さまざまなひとり親家庭に対するさまざまな困難に着目した支援とか。LGBTも複雑で、LGBT以外どうするのかという議論もあります。

○C委員

第一部会の議論のなかでは、母子家庭・父子家庭の話が中心で、それを反映する形でしたので、ある程度限定的に書く方が、男女共同参画の視点からひとり親家庭の問題を見たときに、ひとつにまとめるのではなく、母子家庭が実質的には大部分ですが、その抱える困難と父子家庭の困難とに着目した背景には、男女の役割分担があるということに着目することが、男女共同参画から見たひとり親家庭の支援の考え方ではないかということと2つにしたので、それをひとり親家庭とするのは賛成しかねますが、プラスその他をつけるとか、母子家庭・父子家庭等という限定しない言葉を入れる形でしたらかまわないのではないかと思います。

○会長

ひとり親家庭とするか、母子家庭・父子家庭等にするか。ひとり親家庭には「さまざまな」を入れるかどうかですけれども。

それでは「さまざまなひとり親家庭」か「母子家庭・父子家庭等」か、どちらかに挙手をしていただきたいと思います。

「母子家庭・父子家庭等」の方が多かったので、「母子家庭・父子家庭等」にします。

基本課題の5は、C委員案を一部修正してということで事務局の方はよろしいですか。(事務局了承)

○会長

それでは、基本方向Iから見ていきます。

メディアリテラシーも横文字ですが大丈夫ですかね。

○C委員

事務局からもともと第3次にもあったメディアリテラシーの育成をそのまま入れるということについて、特に部会の中で異論がなかったのでそのままの形になっています。

○会長

3次からは大分削っていますね。

○C委員

3次は、基本課題5の「メディアの中における女性の人権の尊重」の中にメディアリテラシーの育成があったのですけれども、4次では基本課題2の「男女共同参画・男女平等教育の推進」の中に入りました。

○会長

新しい委員は、4次の案と3次と比べて、これを入れた方がいいということであれば言っていたらいいと思います。今回の案が確定ではありませんので、次回でも修正は可能です。

今回は、基本方向のIとIIを議論しますので、そのときに大項目を変更していただいても結構です。Iについては、資料に基づいて文章を書いていただきます。

次の基本方向IIは、前回の議論では、ダイバーシティと多様な人材はほとんど意味が一緒だということと、シングルファーザーを(2)のひとり親に入れるということで修正しました。

○副会長

ひとり親という言葉が出てくるのがここと、基本方向Vの基本課題5。表記としては、先ほど母子家庭・父子家庭等としたので、こちらを変えておいた方がいいのかと思います。

○会長

4の(2)ですが、2箇所ひとり親が出てくるので言葉的に少しすっきりしないのでは。

こちらの方は、基本方向Vの基本課題5-(2)が「母子家庭・父子家庭等」になったので合わせるのかこのままか。

○C委員

両方合わせるのもいいのですが、基本方向Vのところをあえて2つを羅列したのは、困難を抱える人の暮らしの支援の困難が、ひとり親でも母子家庭と父子家庭では違うということが、部会の中での議論がありましたので、そこからあえて2つを羅列したので、同じ趣旨でということならかまわないのですが。

○副会長

基本課題4の(3)が朱書きになっているのは、たぶん同じような議論の流れがあっただと。母子家庭と父子家庭では支援の内容が違うので、(3)が別立てになったというだけで、議論の流れは一緒だと思います。

○会長

みなさんがそういう意識を持っていられるのですけれども、文章にするときにどうするかということでもつまづいている。見る人にも伝わるような書き方をすることが大事です。(3)を削ることになりましたが、(2)の方を「ひとり親家庭」か「母子家庭・父子家庭等」のどちらにするのか。

○E委員

ひとり親家庭も含めたネットワーク化の支援が、具体的にはよくわからない。たとえば就労支援ということならその言葉の方がわかりやすいが、違うことも含んでいるのですか。

基本課題が相談・支援体制等の整備ということで、(1)が労働相談、法律相談等の充実(2)がひとり親家庭のネットワーク化を含めたひとり親家庭への支援。何がどういう相談か。専門家が見るのではなく、普通の人が見たときに伝わりにくい。専門の言葉であって何がネットワーク化なのかわかりにくい。

○副会長

父子家庭を集めたオフ会のようなものをイメージしていました。同じ境遇の方に集まっていたらこういう悩みを持っているのだとか、男女共同参画センターで、父子家庭の集まりを市が企画すれば相談の場がつかれるというなかでこういう言葉が出てきたので、言葉についてはもう少し検討が必要かなと。

○E委員

労働のことかと思った。資金を得るというか。言葉が、意味が通じない。(4)のネットワーク化がわかりづらい。

○会長

わかりづらいのかもしれない。支援だけでいいのかも。

○F委員

ひとり親家庭の中で集まる機会は母子家庭の方が多いのではないですか。つながりの場が父子家庭は少ないので、それをネットワークと言っているのかと思ったのですけれども。

○G委員

そういう場を作ってネットワークをすれば支援にもなる。

○E委員

そうであれば情報交換を含めたとか。ネットワーク化が漠然としているのでは。ライフスタイルとネットワーク化では受け取り方が全然違うのです。

○副会長

情報交換の場の提供を含めた支援。

○D委員

単なる情報交換の場だけでなく、労働相談などお互いに自助的にできるような体制を。孤立している家庭のネットワーク化を誰かがしないと孤立したままなので。ネットワーク化を促進するというか助けるというか、そういう仕組みがいることなのかな。

○副会長

そうなってくるとⅡ-4-(2)とⅤ-5-(2)は重なってくるのですかね。

○会長

これ以上意見が出ないので、Ⅱに関しては事務局と副会長で調整していただいて次回に。

○千葉男女共同参画室参事

情報交換などの場を作っていこう、家庭同士がつながっていこうという。わかりやすく短い言葉にできればと思います。

○会長

こちらはひとり親でいいのか、先ほどのように母子家庭・父子家庭等に合わせるのかみなさんの御意見を聞きたいので、挙手をお願いします。

(母子家庭・父子家庭等が多数)

それでは母子家庭・父子家庭等で進めてまいります。Ⅱに関して他に何かありますか。横文字を削ってわかりやすくしたのですが、まだわかりづらいということであれば。

(意見なし)

次の基本方向Ⅲにまいります。3次は女性が大分入っていましたが、あまり強調しないでおこうと。性自認と性志向は難しくて、LGBTを意識したうえで、それでもそこから外れる方もいらっしゃるのこのようになりましたが、変更も可能です。

次に、基本課題Ⅳにまいります。こちらは、基本課題6の加害者ということが特徴的だと思うのですが。

○E委員

基本課題6ですが、加害者の更生支援は被害者ではなくて加害者ですか。

○会長

加害者も何かしらのストレスから暴力を振るう可能性もありますので、加害者も救っていく。被害者を救うのが大前提ですが、加害者も救っていくと。被害者を逃がすばかりでは解決にならないので、加害者の心の支援をするべきだということを入れさせていただいている。加害者を支援するというととんでもないように思いますが、加害者を治めるのも大事なことです。

○副会長

基本課題の9ですが、(1)しかないのですが。

○千葉男女共同参画室参事

3次の(1)から(5)までを集約しましたので。

○E委員

6のDV加害者の更生支援促進は更生教育なので、もし言葉を選ぶのであれば支援ではなくて教育ではと思うのですが。

○千葉男女共同参画室参事

DV加害者支援ではなく、更生を支援するということです。二度と繰り返さないようになってほしいのを応援するというので、更生支援という言葉でまとめました。

○D委員

警察が取り締まり、罪をつぐなってもまた繰り返しても、罰則だけで終わってしまう。

○会長

DV加害者への対策は、国でも苦慮している。加害者対策はそろそろはじまってきており、吹田市で全面的にできるものではないが、何か支援ができるかどうかということで。

○副会長

「更生支援」の間に「の」を入れて「更生の支援推進」としては。

○E委員

治療支援の方がいいのではないか。

○副会長

加害者更生の支援の推進。

○C委員

更生支援というと障がいを持った人の場合、更生支援と使うのですけれども、DV加害者へは更生に向けた支援の方がいいのでは。更生支援とするのは避ける方がいいのかなと。

○会長

その辺りは事務局の方で再考していただいて、内容としてはみなさん御理解いただいたと思いますので。

他に御意見はありますか。

○C委員

多様な意見が出ましたので、それらをできるだけ取り入れるとかなりのボリュームになってしまったのですけれども、議論したことがまとめたものになっていると思います。しいて言えば基本課題の4ですが、部会で原案で話をしていた時は、「多文化共生の視点による男女共同参画事業の推進」という形で、主旨としては国際交流と国際理解の推進より、色んな国籍を持った人がいるという状況を踏まえたうえでの男女共同参画の推進という形だったので、多文化共生がわかりにくかったということで、事務局でこちらの文言になおしていただいたのかなと思うのですけれども、当初は逆だったのですが。

○E委員

基本課題3の(3)「防災・防犯分野における女性の参画の拡大」とは。一般の人は火災だったら応援するが、防犯というと年末パトロールでも危ないからと女性は来ない。

○会長

防災・防犯分野の会議は、委員がほとんど男性で、防災会議の時に女性が少ないと避難所で女性の意見が反映されない。防犯・防災分野の会議に女性が参加するようにと女性の視点を入れた。

○E委員

女性の災害支援はありますが、防犯となると参加は難しいなとなって。今聞いてわかりました。

○会長

拡大か推進については変えられますので、次回の審議会で検討するというので。

それでは、事務局からその他として何かありますか。

○千葉男女共同参画室参事

今後のスケジュールについて、その他で御説明する予定でしたが、会議の前半で説明は終わりましたので。

○会長

8月と9月の審議会の日程は。

○杉男女共同参画室長

8月は28日(月)の午後3時から午後5時まで。9月は26日(火)の午前10時から正午まで。

○千葉男女共同参画室参事

資料2の予定表にフォーラムと書いていますが、5年前の9月に講演とパネルディスカッションを入れた市民参加型の催し物を実施しまして、今回も男女共同参画に関する大勢の人の意見を聞いたり、こちらから発信したりというのを考えておりまして、それにあたりまして委員のみなさんにも講演へのお力をお借りしたいと考えておりまして、具体的に決まってはいませんが、計画の策定年なので、つどいを実施したいと考えております。

○会長

基本方向ⅠとⅡについては、早めに資料を出していただきたいのと、新しい委員には流れがわかるように説明をお願いします。

その他ございませんか。

(質問等なし)

それでは以上で本日の審議会は閉会とします。